

災害から命を守る自助の取り組み

生き延びるために大切なことは、一人ひとりが取り組む防災「自助」です。災害に備え家の安全対策を行い、災害発生時の恐れがある場合は、自発的に情報収集をしましょう。

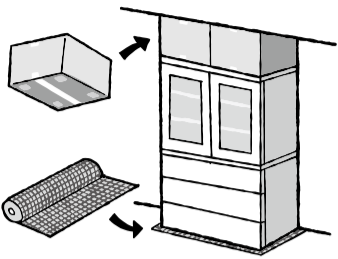
問危機管理防災課 ☎305

自然災害から身を守る方法

家具の転倒防止

地震の際、たんすや食器棚などの家具の転倒を防ぐためにL字金具やつっぱり棒などを設置しましょう。L字金具やつっぱり棒などの取り付けができない場合の代用として、段ボール箱など身近な素材を使った簡単な転倒防止策もあります。その方法は、次のとおりです。

- ①段ボール箱の底に粘着マットを付け、段ボール箱と家具を一体化させる。
- ②天井と段ボール箱の間は、2センチメートル以下にする。
- ③家具の下に、滑り止めシートを敷く。



また、対策をしてもなお、家具が倒れてきた場合に備えて、出入り口をふさがらないよう

家具の向きや配置場所も工夫しましょう。

水・食料の備蓄

ローリングストック法(①②③)を活用し、3日分以上の水や食料を備蓄しましょう。①普段から食べているもので保存が利くもの(レトルト食品や乾麺、缶詰など)と水(市販のもの)を多めに用意する。②定期的に古いものから順に消費する。③消費した分を買い足し補充する。

※水は1人1日3リットルが目安です。



また、非常時の食事の際に便利なカセットコンロ・ボンベも準備しておきましょう。調理用の水と併せて備えておくと、インスタントラーメンなど非常時に食べられる食材の幅が広がります。

災害時の情報収集・伝達

防災行政無線 市は、必要に応じて防災行

政無線などで避難情報や緊急地震速報を発令します。避難情報は、次のとおりです。

避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間を要する方(高齢の方・障がいのある方・妊婦・乳幼児など)とその支援者は避難を開始しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。

避難勧告

速やかに避難場所に避難をしましょう。

- ・外出することがかえって命の危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難しましょう。

避難指示(緊急)

まだ避難していない方は、緊急に避難場所へ避難しましょう。

- ・外出することがかえって命の危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難しましょう。

※必ずしも、この順番で避難情報が発令されるとは限りませんのでご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

※自宅付近の避難場所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

テレビ「dボタン」

災害発生時の恐れがある場合は、テレビなどで情報収集を行ってください。

また、地域の防災情報をテレビ「dボタン」で確認できます。利用方法は、次のとおりです。

「NHKデータ放送」

NHKにチャンネルを合わせ「d」ボタンを押す。

②表示項目の中から「地域の防災・生活情報」を選択し、「決定」ボタンを押す。

③「テレ玉(テレビ埼玉)データ放送」

①テレ玉にチャンネルを合わせ「d」ボタンを押す。

②表示項目の中から「埼玉県のお知らせ」を選択し、「決定」を押す。

③メニューの中から「防災情報」を選択し、「決定」を押す。

※「防災情報」の選択ボタンは災害発生時のみ表示されます。

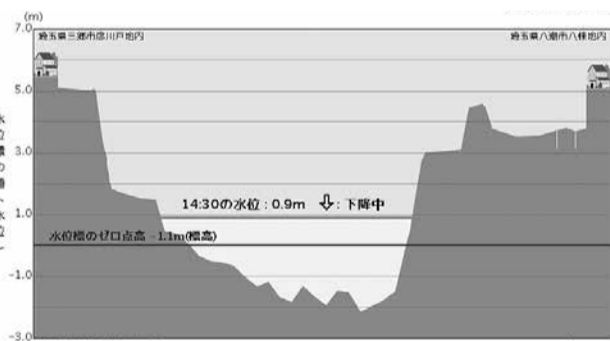


市ホームページ トップページの上部に、必

要に応じて緊急情報を掲載します。

また、水害については、ホームページの「河川の水位情報」から、左図のような八潮市隣接の川※の水位情報やライブカメラ(外部サイト)をご覧ください。

※八潮市隣接の川：中川(吉川基準地点)、中川(八条橋)、綾瀬川(谷古宇基準地点)、綾瀬川(柳之宮)



弾道ミサイル落下時の行動

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラート※を活用して、防災行政無線で特別なサイレンとともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

避難方法

〈屋外にいる場合〉

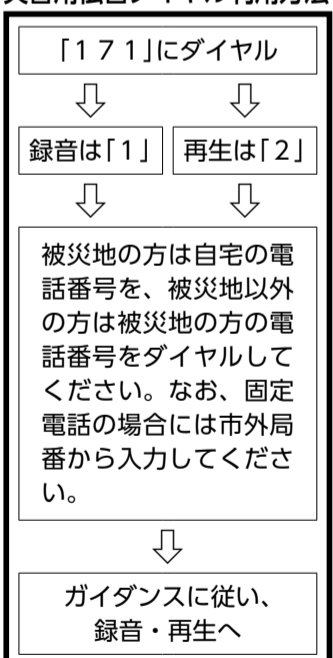
- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

〈屋内にいる場合〉

災害用伝言ダイヤル

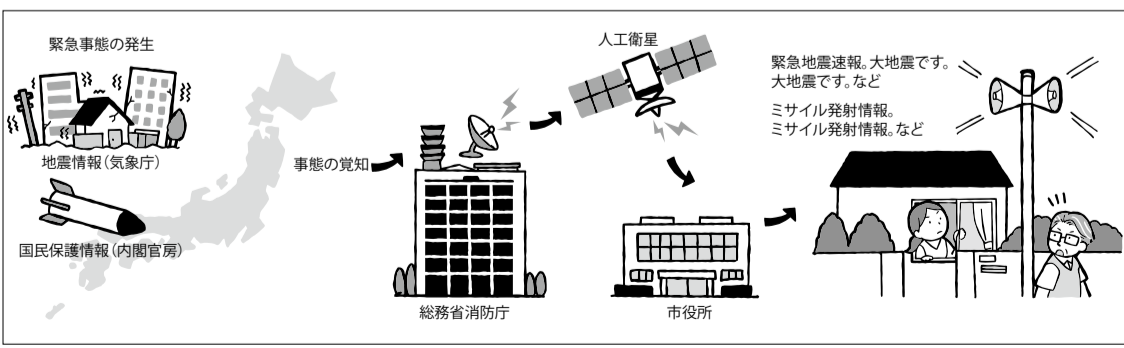
災害用伝言ダイヤルは、地震・噴火・大雨などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される「声の伝言板」です。

災害用伝言ダイヤル利用方法



・窓のない部屋に移動する。・窓のない部屋がない場合は、できるだけ窓から離れる。

※Jアラート：弾道ミサイル情報・津波情報・緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官庁)または気象庁から総務省消防庁を経由し、市町村防災行政無線などを自動起動することにより、国から住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。



※防災行政無線が聞き取りにくいときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・840・25)で確認できます。